

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
インターネットショップ等活用販路拡大事業	中小企業者等がインターネットショップ及びインターネットショッピングモールを活用して商品又はサービスの販路拡大のための事業を行ったとき	事業費の100分の50以内 20万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(インターネットショップ等活用販路拡大事業に対する補助)

第11条の2 市長は、別に定める中小企業者等がインターネットショップ(インターネット上において商品の販売又はサービスの提供を行う店舗をいう。)及びインターネットショッピングモール(インターネットショップの集合体をいう。)を活用して商品又はサービスの販路拡大のための事業を行ったときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、20万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(インターネットショップ等活用販路拡大事業の範囲等)

第11条の2 条例第11条の2第1項に規定する別に定める中小企業者等は、実在の店舗で1年以上の営業実績がある中小企業者及び中小企業団体とする。

2 条例第11条の2第1項に掲げる販路拡大のための事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) インターネットショップを新たに開設する事業
- (2) インターネットショッピングモールに新たに出店する事業
- (3) インターネットショップを更新(既に開設しているインターネットショップを多機能携帯電話に対応させること等をいう。)する事業
- (4) 既にインターネットショップを開設し、又はインターネットショッピングモールに出店している場合において、これらとは別に第1号又は第2号の事業を実施する事業

3 条例第11条の2第2項に規定する市長が必要と認める額は、インターネットショップの開設又はインターネットショッピングモールへの出店の日から1年間に要した別に定める経費とする。

補助対象経費

1. インターネットショップを新たに開設するための費用
 - (1) サイトデザイン、システム構築等に要する費用
 - (2) ドメイン取得費用、SSLサーバ証明書発行料等の初期設定に係る費用
 - (3) サーバーレンタル費用等の各種システム利用にかかる経費(開設のあった日から1年間分)
2. インターネットショッピングモールを新たに出店するための費用
 - (1) 入会金等出店時に要する費用
 - (2) 定額の月額利用料(出店のあった日から1年間分)
3. 既に開設しているインターネットショップを、スマートフォンやタブレット等の携帯可能な個人用コンピュータ製品に対応したインターネットショップに更新する場合に要した費用
4. 既にインターネットショップを出店・開設している場合で、2店目以降のインターネットショップを出店・開設する場合に新たに発生する費用

申請の時期

- ・インターネットショップを開設し、又はインターネットショッピングモールに出店し、1年間継続して営業した後

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者及び中小企業団体
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・市税の滞納がないこと(法人、代表者)
- ・市内において実店舗にて1年以上継続して事業を行っていること(申請書類提出時)

提出書類

- 出店前
 - ・事業計画書
 - ・契約内容がわかるもの、見積書 等
- 出店後1年経過後
 - ・中小企業振興補助金交付申請書等(共通様式)
 - ・法人登記簿謄本又は住民票抄本(原本)
 - ・定款又は規約(コピー)
 - ・納税証明書(市税)・・・法人と代表者の各1通(原本)
 - ・請求書、領収書等支払いの明細が確認できるもの(コピー)

※申請手順

1. まず相談、事業計画書の提出
2. インターネットショップの開設、インターネットショッピングモールへの出店(ネット上で確認)
3. 1年間の事業実績を経て補助申請